

【商品概要説明書】

大口定期預金

項目	内容
商品名	大口定期預金
ご利用いただける方	個人及び法人のお客さま
期間	定形型 … 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年、6年、7年、8年、9年、10年 満期日指定型 … 1か月超10年未満
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括でのお預け入れとなります。 1,000万円以上 1円単位
払戻方法	満期日以後に一括してお支払いします。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 満期時の取扱い	預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括してお支払いします。 預入期間2年以上のものは、中間払利息をお支払いします。 中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）にお支払いする利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。 付利単位を1円とし、1年を365日とした日割計算とします。 定形型の場合、預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。この場合は満期日を継続日として前回と同じ期間で自動的に継続されます。 自動継続後は、継続日の店頭表示の利率が適用となります。
手数料	—
付加できる特約	個人のお客さまで定形型は総合口座の担保とすることができます。 貸越利率は、担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率です。
税金	・個人のお客さま：20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が課され、税率は20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・法人のお客さま：総合課税（非課税法人の場合は非課税）
中途解約時の取扱い	当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

次項に続きます

<p>中途解約時の取扱い</p>	<p>①預入日の6ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。</p> <p>A. 解約日における普通預金の利率 B. 約定利率×70% C. 約定利率－（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）／預入日数</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳・証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。</p> <p>②預入日の6ヵ月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうちいずれか低い利率。</p> <p>A. 約定利率×70% B. 約定利率－（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）／預入日数</p>
<p>金利情報の入手方法</p>	<p>当行のホームページもしくは店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。窓口にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マル優の取扱いはできません。 ・本商品は預金保険制度の対象として、同保険の範囲内で保護されます。 ・満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数及び解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
<p>当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>

(2020年12月10日現在)